

一般財団法人ふくしま市町村支援機構 理事会運営規則

(目的)

第1条 この規則は、一般財団法人ふくしま市町村支援機構（以下「この法人」という。）の定款第37条に基づき、この法人の理事会の運営に関し必要な事項について規定し、その適法かつ円滑適切な運営を図ることを目的とする。

(構成)

第2条 理事会は、すべての理事をもって構成し、業務執行に関する重要事項を決定するとともに、理事の職務の執行を監督する。理事会は、すべての理事をもって構成する。

2 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員以外の出席)

第3条 理事会が必要と認めるときは、議事に関係を有する者の出席を求めて、その意見又は説明を求めることができる。

(理事会の種類)

第4条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会とする。

2 通常理事会は、事業年度毎に7月、2月及び5月の年3回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

(4) 監事から、理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときに、理事会にこれの報告をする必要があると認めるときに、理事長に招集の請求があったとき。

(5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間

以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

(招集者)

第5条 理事会は理事長が招集する。ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。

2 理事長は、第4条第3項第2号又は同条第3項第4号に該当する場合は、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、第4条第3項第3号による場合は、その請求をした理事が、同条第3項第4号後段による場合は、その請求をした監事が招集する。

(招集手続)

第6条 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、及び会議の主な目的である事項を記載した書面をもって、開催日の一週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

2 前2項の規定に係らず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(欠席)

第7条 理事及び監事は、理事会を欠席する場合には、あらかじめ招集権者に対して、その旨を通知しなければならない。

(理事会の議長)

第8条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長がこれに当たる。

2 前項にかかわらず、理事全員改選直後の理事会における議長は、出席した理事のなかから互選された者がこれに当たる。

3 理事会の会議の目的事項について議長である理事が特別の利害関係を有するときは、その事項の審議について、副理事長が議長に当たるものとする。

(理事会の運営)

第9条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議事項)

第10条 理事会が決議すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 理事長、副理事長、専務理事、常務理事の選任・解任
 - (3) 評議員会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
 - (4) 重要な財産の処分及び譲受
 - (5) 事業計画書及び収支予算書等の承認
 - (6) 事業報告及び計算書類等の承認
 - (7) 規則の制定、変更及び廃止
 - (8) 多額の借入
 - (9) 重要な使用人の選任・解任
 - (10) 内部管理体制の整備
 - (11) 定款第 29 条の責任の免除
 - (12) 定款第 30 条の責任限定契約の締結
 - (13) その他法令並びに定款に定める事項
- 2 理事長は、前項の決議事項（法定事項を除く。）であっても、緊急の処理を要するため、理事会に付議できないときは、理事会の決議を経ないで、業務を執行することができる。ただし、この場合にあつては、理事長は、次の理事会に付議し、承認を得なければならない。
- (決 議)
- 第 11 条 理事会に付議された事項は、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることはできない。この場合、その理事の数は、前項の理事の数に算入しない。
- (決議の省略)
- 第 12 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。
- 2 前項の電磁的記録とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）施行規則第 89 条に定めるものとする。

(報告事項)

第 13 条 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、各自の職務の執行の状況及び重要と認められる事項並びに法令に定められた事項について、理事会に報告しなければならない。

2 競業取引又はこの法人との間で取引を行った理事は、遅滞なくその取引につき重要な事項を理事会に報告しなければならない。

3 監事は、理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告しなければならない。

(報告の省略)

第 14 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第 13 条第 1 項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第 15 条 理事会の議事については、書面をもって議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載された事項を内容とする議事録を作成し、出席した代表理事及び監事は、これに記名押印しなければならない。

(議事録の配布)

第 16 条 議長は、理事会の議事の経過の要領及びその結果につき、欠席した理事及び監事に対し通知しなければならない。

(補 則)

第 17 条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める一般財団法人の設立の登記の日から施行する。

附 則 (平成 27 年 7 月 28 日議決)

この規則は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。